

1 第2次札幌市環境基本計画の位置づけ・計画期間

1 位置づけ

札幌市環境基本計画は、「札幌市環境基本条例(1995(平成7)年制定)」に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定された。

第1次計画は1998(平成10)年に策定され(2005(平成17)年に一度改定)、2017(平成29)年度で計画期間が終了することから、これまでの環境問題に関する社会情勢の変化への対応や、本市における環境問題の解決、将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため第2次計画を策定する。

2 計画期間

本計画における計画期間は、近年の社会情勢の変化や、国の地球温暖化対策計画、本市の温暖化対策推進計画における目標年度などを踏まえ、以下のとおり設定する。

2018(平成30)年度から2030(平成42)年度まで

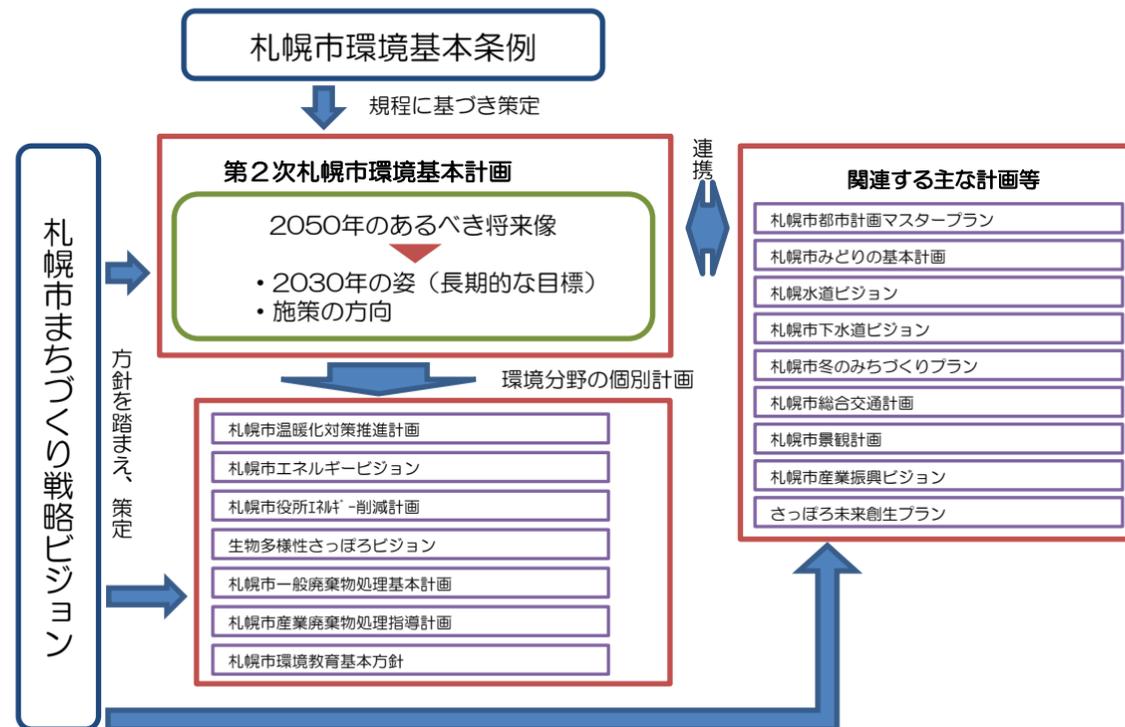
※環境施策は長期的な展望をもって取り組む必要があることから、本計画では、2050年頃のあるべき姿を将来像として設定し、その実現に向けた2030年の姿(長期的な目標)と施策の方向を示す。

3 社会情勢の変化や計画の役割と範囲

第1次計画の改定以降、東日本大震災に伴うエネルギー政策の変化や、気候変動対策に対するパリ協定の発効、生物多様性の損失やPM2.5の越境汚染などの新たな問題、さらには世界的な人口増加に伴う資源問題や国連「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択など、環境に関わる社会情勢は大きく変化している。

本計画は、そのような社会情勢の変化にも対応しながら、**本市における今後の環境保全に関する「長期的な目標」と「施策の方向」を定めるもの**として策定する。

また、具体的な施策や事業については関連する個別計画で推進を図ることとし、本計画で定める事項を踏まえて今後の対策を検討することとする。



2 札幌が目指す将来像

1 2050年に向けた札幌の環境の将来像

「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で定める都市像や、札幌市環境基本条例、国・北海道における札幌の責務や役割等を踏まえ、2050年頃の札幌の環境の将来像を設定。

**次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市
「環境首都・SAPPORO」**

- 市民一人ひとりが積雪寒冷地における生活のあり方を工夫し、改善し続けることで、将来にわたって自然の恵みを守り、札幌らしい豊かな暮らしの文化が根付いている都市
- 産学官民が協力して、地球温暖化対策や生物多様性の保全、持続可能な資源循環など、国や地球規模での環境問題の解決に率先して取り組み、国内外にその取組と魅力を発信している都市
- 北海道の豊富な自然エネルギーや資源を活用することで、エネルギーや製品の地産地消が進み、環境関連産業が発展した北海道内の経済的循環の中心となることの実現している都市

<2050年(平成62年)に目指すべき目標と生活のイメージ>

◆温暖化・エネルギー

- ・札幌市内から排出されているCO2などの温室効果ガスが現状より80%以上削減されている。
- ・札幌市内で消費されるエネルギーの80%以上が再生可能エネルギーになっている。
→電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車が普及し、住宅や建築物の分野でも高断熱・高気密化が普及し、ほぼ道内で生み出される再生可能エネルギーで必要なエネルギーが賄われた生活が実現できている。

◆資源循環

- ・化石燃料や鉱物など、有限な天然資源の消費が大幅に抑制されている。
→新たな天然資源の使用が抑制されるとともに、製品・サービスの生産から廃棄に至るまでの資源循環の仕組みが構築され、天然資源が持続可能な形で利活用されている。

2 環境施策の推進による経済・社会・生活への波及

将来像の実現に向けて様々な環境施策を積極的に推進することで、豊かな環境を次世代に引き継ぐと同時に、将来像で描く「豊かな暮らしの文化」の形成や「国内外への魅力発信」によるブランド力の強化、そして「エネルギーや製品の地産地消」による北海道内の経済循環など、「生活」や「社会」、「経済」分野における効果を同時に実現した、笑顔で暮らせる持続可能な都市を目指す。



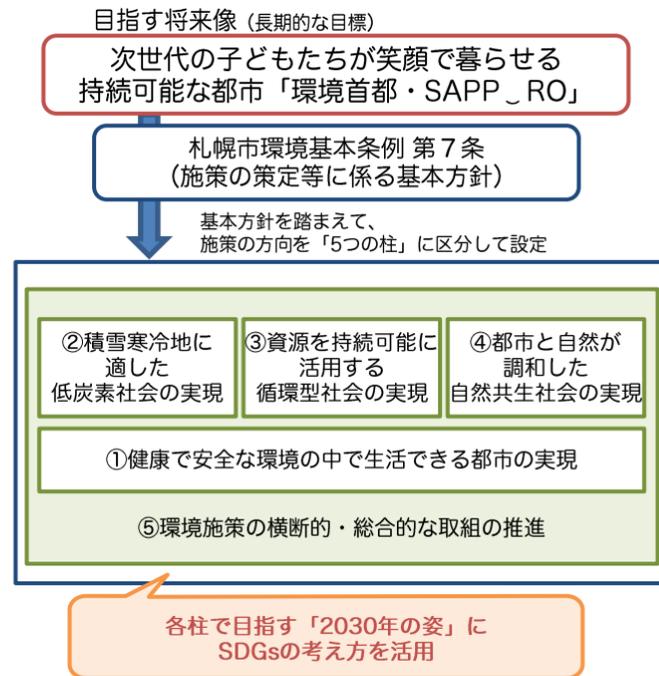
3 将来像を実現するための5つの柱 [2018（平成30）年～2030（平成42）年]

施策の方向を示す5つの柱

本計画では、目指すべき将来像の実現に向けた施策の方向を、「5つの柱」として設定し、各柱における取組を推進する。

この5つの柱は、環境基本条例を踏まえ、「健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現」を基本とし、現在の環境問題にかかる情勢を踏まえ、「積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現」「資源を持続可能に活用する循環型社会の実現」「都市と自然が調和した自然共生社会の実現」を率先して取り組む項目とする。

また、これらの環境対策を効果的に進めるため、環境教育や環境産業の推進といった部門横断的な対策を「環境施策の横断的・総合的な取組の推進」として推進していく。



<国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点や各主体との関わり>

右の模式図は、都市が持続可能であるために必要な概念を整理したものである。

木の枝には、環境、社会、経済の三層を示す葉が繁り、木の根に最も近い枝葉の層である環境が全ての根底にあり、木を支える幹はガバナンス（統治）を示している。それぞれに位置するSDGsの各ゴールは、相互に関連していることから、SDGsのゴールはどれか1つを目指すものではなく、相互の関係を理解し、それに関わる主体とともに取り組む必要がある。

つまり、持続可能な都市の構築は、行政のみで達成することは困難であり、企業や市民団体、そして市民など全ての主体の参加が必要となることから、本計画では、環境施策の推進をSDGs達成へもつなげていくとともに、SDGsの取組の視点と同様に様々な主体と連携しながら、将来の世代に豊かな環境を残し、持続可能な社会の構築を目指す。

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成

1 健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現

良好な大気・水質・土壌等の環境を確保するとともに、大雨や大雪など、気候変動の影響による異常気象等にも対応できるような、強靱なまちづくりの推進が必要である。

<将来像の実現に向けた2030年の姿（長期的な目標）と管理指標>

積雪寒冷地である札幌の自然条件下で、大気、水、土壌その他の環境が安全であると市民が感じ、安心して暮らしている。具体的には、市民の健康が保護されるよう、大気・水・土壌その他の環境について、環境基準を超過しない良好な生活環境が確保されるとともに、市民や事業者等が円滑な情報共有のもと、一人ひとりが環境保全を意識しながら行動する姿を目指す。

- ・大気環境、騒音、河川等公共用水域における環境基準を100%達成（2015年度：騒音、水質の項目で一部未達成）

<2030年までの施策の方向>

① 良好な大気、水、土壌その他の環境の確保	○適切なモニタリングや情報提供 ○有害化学物質等の規制等による発生源対策 ○観測、調査等による地下水使用の適正化 等
② 積雪寒冷な地域特性も踏まえた気候変動に対する適応対策	○浸水対策等、大雨時の対策 ○意識啓発や適切な除排雪、大雪時の対策 ○自立分散型エネルギーの導入促進等による大雨・大雪災害時の適切な対応 等

2 積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現

積雪寒冷地である札幌は、冬期間の暖房エネルギー消費量が多いことから、建物の高断熱・高气密化や省エネルギー設備の導入促進、また、自動車から公共交通機関への転換や次世代自動車の普及を図るとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を進めることが必要である。さらに、次世代のエネルギーとして期待されている水素エネルギーの活用・普及を図る必要がある。

<将来像の実現に向けた2030年の姿（長期的な目標）と管理指標>

市民・事業者が、地球温暖化の現状や省エネ・再生可能エネルギー促進の重要性を認識し、取組を実践している。具体的には、暖房エネルギーの削減や公共交通機関への利用促進等の家庭、業務、運輸部門の温暖化対策を積極的に進め、市内の温室効果ガス的大幅な削減を目指す。

- ・札幌市内から排出される温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減（2015年度：34%増加）
- ・札幌市内の電力消費量のうち、再生可能エネルギー消費量を30%に（2015年度：8.0%）

<2030年までの施策の方向>

① 徹底した省エネルギー対策の推進	○高断熱、高气密住宅の普及等、建築物の省エネ対策 ○高効率機器の普及等、省エネ設備の導入や運用改善 ○次世代自動車の導入等、自動車環境対策 等
② 再生可能エネルギーの導入促進	○太陽光や小規模風力発電設備等の導入促進 ○木質バイオマスの導入促進 ○雪氷熱、水力等、未利用エネルギーの利用推進
③ 水素エネルギーの活用	○燃料電池自動車の導入促進による水素の直接利用 ○再生可能エネルギーから製造した水素の利活用 等

3 資源を持続可能に活用する循環型社会の実現

持続可能な循環型社会を実現するため、さらなるごみの減量を進めるとともに、有害物質の放出を防ぐための適正処理、リサイクルの推進など資源の有効活用に向けた取組の推進が必要である。
また、平時から災害時まで、円滑に廃棄物を処理する体制を整備する必要がある。

<将来像の実現に向けた2030年の姿（長期的な目標）と管理指標>

市民が3Rについての認識を持ち、日々の暮らしの中で実践しているとともに、事業者は事業活動における資源保全に責任を持ち、資源循環に資する製品やサービスを提供している。具体的には、3Rの重要性についての理解の促進や、持続可能な消費行動の喚起に向けた取組、さらには各主体と連携した適正処理の推進により、資源の持続可能な循環を目指す。

- ・市内で排出されるごみの量を大幅に削減し、資源の消費抑制を図る

<2030年までの施策の方向>

①廃棄物のさらなる減量に向けた2Rの推進	○ごみ減量や食品ロス削減の推進 ○リユース（再使用）行動の促進 等
②資源を有効に活用するリサイクルや廃棄物の適正処理の推進	○家庭ごみや事業ごみの適正な分別の促進 ○集団資源回収のさらなる促進等、リサイクル活動の推進 ○不法投棄対策や産業廃棄物の適正処理 等
③災害廃棄物の対策や自治体間での連携	○市町村等との連携による災害に強い処理体制の構築 ○循環型社会の実現へ向けた自治体間での相互協力

4 都市と自然が調和した自然共生社会の実現

生物多様性の保全に向け、生物多様性に配慮したライフスタイルや事業活動への転換を進めるとともに、動植物に関する情報の蓄積、希少種の保護や外来種の防除の為の対策等、総合的な取組が必要である。また、水やみどりの活用による地域との繋がりの創出や、生物多様性にも配慮した景観形成を進めていくことが必要である。

<将来像の実現に向けた2030年の姿（長期的な目標）と管理指標>

市民・事業者が、豊かな自然の成り立ちや生物多様性について理解し、自然環境や景観に配慮したライフスタイルや事業活動を実践している。具体的には、生物多様性の保全に関する理解の促進や、地域の自然の特徴に合わせた適切な自然環境の保全を進めることで、自然との共生を目指す。

- ・生物多様性に対する市民の理解度を80%に（2015年度：33.7%）

<2030年までの施策の方向>

①生物多様性の保全	○動植物データの収集等による科学的知見の充実 ○野生鳥獣との共生や被害防止に関する普及啓発 ○法令等に基づく防除の実施等による外来種対策 ○市民や事業者のライフスタイル・事業活動の転換 等
②水やみどりの活用、ふれあいの促進	○身近なみどりの保全や創出 ○良好な水環境保全・維持のための管理体制の確保等 ○水やみどりと触れ合う機会の創出
③生物多様性にも配慮した良好な景観の形成	○再生可能エネルギーの導入時の景観への配慮 ○生物多様性の保全にも配慮した景観の形成

5 環境施策の横断的・総合的な取組の推進

持続可能な都市を実現していくためには、環境問題の現状や対策を理解し、持続可能な都市の形成に向けた自らの生活と役割を認識することが必要であり、それに向けた環境教育・学習を進めることが重要である。また、環境保全対策に繋がる新たな技術開発や産業振興を行う等、経済・社会における環境保全対策の重要性を向上させるとともに、環境保全活動をコミュニティの活性化につなげることも重要であり、様々な主体との連携により、効果的な取組の推進を図る必要がある。

<将来像の実現に向けた2030年の姿（長期的な目標）と管理指標>

市民・事業者が将来像について理解し、行動・活動している。具体的には、「持続可能な都市」についての理解を進めるため、環境教育・学習や、産学官民が連携した環境保全対策を進めることで、将来像の実現に向けて全ての主体が環境保全対策に取り組み、経済や社会の好循環を目指す。

- ・多くの市民が本計画で目指す「持続可能な都市」について理解し、自ら行動している
- ・北海道内の資源やエネルギーの地産地消を促進するため、札幌市と道内自治体をはじめ、様々な主体による連携が普及している

<2030年までの施策の方向>

①幅広い世代への環境教育・学習の推進	○学校、環境教育関連施設等で行われる環境教育・学習活動の支援の充実 ○環境保全活動を社会に広げる人材の育成 ○環境保全活動の実績や内容の情報収集・発信 等
②環境側面からの経済振興	○地元企業の競争力強化等による環境産業の振興 ○札幌の魅力向上に向けた取組の推進 等
③環境保全活動を通じたコミュニティの活性化の推進	○地域のごみ拾い等、地域活動の拡充 ○地域の環境保全活動を実践する主体の育成 等
④道内連携、様々な主体との連携の推進	○木質バイオや水素普及へ向けた道内自治体等との連携 ○道内技術の展開等による国際的ネットワークの拡大 等

4 「環境首都・SAPPORO」の実現に向けた推進体制

本計画を着実に推進していくため、以下の体制及び視点で計画の進捗管理を実施する。

<推進体制>

- 庁内外における進捗状況の点検・評価
 - ・庁内：札幌市環境施策推進本部
 - ・庁外：札幌市環境審議会

<点検・評価の視点>

- 5つの柱における「2030年の姿」に、どの程度近づいているか
→個別計画における目標や成果指標の達成度により評価
- 本計画の施策の方向が個別計画の対策にも反映されているか
→反映されていない場合は、個別計画の改定時に反映

